

(環境計画)

第10条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「環境計画」という。）を定めなければならない。

2 環境計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
- (3) 環境の保全及び創造に関する配慮の指針
- (4) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境計画を定めるに当たっては、あらかじめ山形県環境審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、環境計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 知事は、毎年、環境の状況並びに県が環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等に関する報告書を作成し、公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は計画を策定し、及び実施する際には、これらの施策又は計画と環境計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第13条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制の措置)

第14条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置)

第15条 県は、県民又は事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設を整備する等適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(化学物質の適正管理)

第16条 県は、人の健康又は生活環境に影響を生じさせるおそれがある化学物質の環境中への排出を抑制するため、事業者の当該化学物質の適正な管理に関し、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための施設の整備等の推進)

第17条 県は、環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(水と緑の保全及び創造)

第18条 県は、生活環境を豊かで快適なものとするため、水辺地及び緑地の保全及び創造に関し、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用を図るための事業の推進等の必要な措置を講ずるものとする。

(野生動植物の保護等への配慮)

第19条 県は、生物の多様性の確保に資するため、野生動植物の保護及びその生息地又は生育地の保全に配慮し、必要な措置を講ずるものとする。

(景観の保全及び創造等)

第20条 県は、地域の特性を生かした快適な生活環境の保全及び創造をするため、良好な景観の形成及び良好な景観を構成する歴史的文化的資源の保全に関し、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境美化の推進)

第21条 県は、地域の美しい環境を保全するため、ごみの投棄及び散乱の防止、美観を損ねる屋外における物の保管の防止等について、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(里山の環境保全の機能等の維持)

第22条 県は、里山が有する環境の保全及び創造に資する多様な機能の維持及び増進を図るため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境保全型農業の促進)

第23条 県は、農地が保有する環境を保全する機能を維持するため、有機物資源を活用した土づくり、化学肥料及び農薬の使用の低減、使用済みの農業用資材の適正な処理等の環境への負荷を低減する営農活動の促進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第24条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民及び事業者による資源の循環的な利用、廃棄物の減量及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(エネルギーの効率的利用等の促進)

第25条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県民及び事業者によるエネルギーの効率的利用及び地域の自然エネルギーの活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第26条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全、地球環境保全、快適な生活環境の創造その他の環境の保全及び創造に関する事項について、科学的な調査及び研究の実施等並びにそれらの成果の普及に努めるものとする。

(監視、測定等の体制の整備)

第27条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集、監視、測定、試験、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する産業の育成)

第28条 県は、環境の保全及び創造のため、環境への負荷の低減及び快適な生活環境の創造に資する技術、システム等の開発及び普及を促進するとともに、環境への負荷の低減及び快適な生活環境の創造に資する産業の育成等に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第29条 県は、県民、事業者、県及び市町村がそれぞれの役割に応じ、かつ、相互に連携して地球環境保全に資するよう行動することを促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）、国、他の地方公共団体その他関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

3 県は、前2項に定めるもののほか、地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第30条 県は、県民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう、市町村その他の関係機関と協力して環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他の必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進及び支援)

第31条 県は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、支援、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、事業者が行う環境管理（事業者が、その事業活動の実施に当たって、自主的に環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して必要な是正の措置を講じ、並びにこれらについて客観的な監査を行う一連の取組をいう。）につい

て、その普及及び事業者への支援等に努めるものとする。

(情報の提供)

第32条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

### 第3章 環境の保全及び創造に関する施策の推進体制等

(県民等との連携体制の整備等)

第33条 県は、環境の保全及び創造に関する施策について県民、事業者及び市町村の意見を反映させる機会の提供に努めるとともに、県民、事業者及び市町村と協力して各種の施策を推進するための連携体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第34条 県は、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して、環境の保全及び創造に関する施策の推進に努めるものとする。

附 則（平成11年3月19日条例第7号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第7号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

資料：県環境エネルギー部環境企画課

資料-10 環境行政関係法

区 分	名 称 ※( )内は略称
環境保全の基本	・ 環境基本法
地球温暖化対策	・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法、温対法）
エネルギー	・ エネルギー政策基本法
	・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
	・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
	・ 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法
	・ 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法
	・ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（農林漁業バイオ燃料法）
	・ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
	・ 都市の低炭素化の促進に関する法律
	・ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（農山漁村再生可能エネルギー法）
・ 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）	
廃棄物	・ 循環型社会形成推進基本法
	・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
	・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
	・ 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律
	・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）
	・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（放射性物質汚染対処特措法）
	・ 浄化槽法
リサイクル	・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
	・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
	・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
	・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
	・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
	・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
	・ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）
	・ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）
・ バイオマス活用推進基本法	
海洋汚染	・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
	・ 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）
自然環境保全	・ 生物多様性基本法
	・ 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性地域連携促進法）
	・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）
	・ 自然環境保全法
	・ 自然公園法
	・ 自然再生推進法
	・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）
	・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）
	・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）
	・ 温泉法
	・ 森林法
	・ 森林病害虫等防除法
	・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）
	・ 動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）
	・ エコツアーリズム推進法
・ 地すべり等防止法	
景観	・ 海岸法
	・ 景観法
	・ 屋外広告物法
大気環境	・ 大気汚染防止法
	・ スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律
	・ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）
オゾン層の保護	・ 道路運送車両法
	・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）
騒音・振動	・ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）
	・ 騒音規制法
	・ 振動規制法
	・ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律
悪臭	・ 幹線道路の沿道の整備に関する法律
	・ 悪臭防止法
	・ 化製場等に関する法律

区 分	名 称 ※( )内は略称
水環境	・ 水質汚濁防止法
	・ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法
	・ 湖沼水質保全特別措置法
	・ 河川法
	・ 金属鉱業等鉱害対策特別措置法
	・ 水道法
	・ 下水道法
土壌環境	・ 水循環基本法
	・ 土壌汚染対策法
地盤沈下	・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
	・ 工業用水法
化学物質	・ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律
	・ ダイオキシン類対策特別措置法
	・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）
公害紛争被害救済費用負担助成処罰	・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化学物質審査規制法）
	・ 公害紛争処理法
	・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
	・ 公害健康被害の補償等に関する法律
	・ 石綿による健康被害の救済に関する法律
	・ 公害防止事業費事業者負担法
	・ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
環境学習	・ 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律
環境影響評価	・ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律
総合施策	・ 環境影響評価法
	・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
	・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）
その他	・ 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律
	・ 国土利用都市計画
	・ 都市計画法
	・ 国土利用計画法
	・ 土地基本法

資料：県環境エネルギー一部環境企画課